

- ② 掲示事項等告示第 8 に掲げる保険医療材料（金属であるものに限る。）以外の金属を総義歯の床部に使用する場合
- ③ 医薬品医療機器等法第 80 条の 3 第 1 項に規定する治験に係る機械器具等を使用する場合
- ④ 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第 3 項各号に掲げる先進医療に係る機械器具等を使用する場合

第 10 厚生労働大臣が定める注射薬等（掲示事項等告示第 10 関係）

- 1 保険医が投与することができる注射薬として電解質製剤等を定めたものである。
- 2 在宅血液透析を行っている患者とは以下に定めるものであること。
 - ① 在宅血液透析指導管理料を算定している患者
 - ② 介護老人保健施設入所者であって、当該介護老人保健施設内で人工腎臓を行っている患者
 - ③ 「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 31 日保医発第 0331002 号）の 1 の(1)から(6)に規定される施設に入所している者又はサービスを利用している者であって、当該施設内で人工腎臓を行っている患者
- 3 在宅腹膜灌流を行っている患者とは以下に定めるものであること。
 - ① 在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者
 - ② 介護老人保健施設入所者であって、当該介護老人保健施設内で腹膜灌流を行っている患者
 - ③ 「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の 1 の(1)から(6)に規定される施設に入所している者又はサービスを利用している者であって、当該施設内で腹膜灌流を行っている患者
- 4 投薬期間に上限が設けられている医薬品
 - ① 投薬量又は投与量が 14 日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬として、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する麻薬等を定めたものである。
 - ② 投薬量又は投与量が 30 日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬として、アルプラゾラム等を定めたものである。
 - ③ 投薬量が 90 日分を限度とされる内服薬として、ジアゼパム等を定めたものである。
 - ④ 投与期間に上限が設けられている麻薬又は向精神薬の処方は、薬物依存症候群の有無等、患者の病状や疾患の兆候に十分注意した上で、病状が安定し、その変化が予見できる患者に限って行うものとする。

そのほか、当該医薬品の処方に当たっては、当該患者に既に処方した医薬品の残量及び他の医療機関における同一医薬品の重複処方の有無について患者に確認し、診療録に記載するものとする。

第 10 の 2 リフィル処方箋に係る厚生労働大臣が定める医薬品（掲示事項等告示第 10 の 2 関係）

療担規則第 20 条第 3 号ロ及び療担基準第 20 条第 4 号ロに規定するリフィル処方箋により処方することができない医薬品として、第 10 の 4 の①から③までに掲げる投薬期間に上限が設けられている医薬品及び鎮痛・消炎に係る効能・効果を有する貼付剤（麻薬若しくは向精神薬であるもの又は専ら皮膚疾患に用いるものを除く。）を定めたものであること。

第 11 処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合（掲示事項等告示第 12 関係）

介護老人保健施設の入所者である患者に対する薬剤又は治療材料の支給を目的とした処方箋の交付の禁止の例外として、次の場合を定めたものであること。

- ① 悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤（注射薬を除く。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- ② 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- ③ 抗ウイルス剤（Ｂ型肝炎又はＣ型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はＨＩＶ感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- ④ インターフェロン製剤（Ｂ型肝炎又はＣ型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- ⑤ 血友病の患者に使用する医薬品（血友病患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- ⑥ 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- ⑦ 調剤報酬点数表第４節区分番号「３０」特定保険医療材料の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- ⑧ エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- ⑨ ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- ⑩ エポエチンベータペゴル（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- ⑪ 人工腎臓用透析液（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- ⑫ 血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合
- ⑬ 生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

第 12 保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項（揭示事項等告示第 13 関係）

- 1 保険薬局が提供する医療サービスの内容及び費用に関する事項について、患者に対する情報の提供の促進を図る観点から、薬担規則上院内揭示が義務付けられている保険外併用療養費に係るものを除き、届出事項等を院内揭示の対象としたこと。

また、当該揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとする。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和 7 年 5 月 31 日までの間、経過措置を設けている。

- 2 具体的には、従来から院内揭示とされていたものを含め、以下の 3 つの事項を院内揭示事項及びウェブサイト掲載事項として定めたものであること。

- ① 調剤報酬点数表の第 2 節区分番号「１０の２」調剤管理料及び区分番号「１０の３」服薬管理指導料に関する事項